

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮 本 総 第 3 4 7 号					
令 和 5 年 3 月 2 4 日					
宮 城 県 警 察 本 部 長					

宮城県警察情報センター設置運営要綱の改正について（通達）

宮城県警察情報センターの設置及び運営については、「宮城県警察情報センター設置運営要綱の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本広報第294号）により運用してきたところであるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正等に伴い、宮城県警察情報センター設置運営要綱を別添のとおり改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 個人情報の保護に係る規定が法に統一されることに伴い、個人情報ファイル簿に係る事務及び行政機関匿名加工情報に係る事務を追加した。
- (2) 死者に関する情報の提供に関する事務について、宮城県警察情報センターで取り扱うこととした。

2 施行期日

令和5年4月1日

宮城県警察情報センター設置運営要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）に基づく行政文書の開示及び情報の提供等に関する事務、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）に基づく個人情報の保護に関する事務並びに「死者情報の提供等に関する事務取扱要綱の制定について（通達）」（令和5年3月24日付け宮本総第352号）による死者情報の提供等に関する事務を行う窓口として、警察情報センターを総務部総務課（以下「総務課」という。）に設置する。

3 管理

警察情報センターは、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が管理する。

4 警察情報センターにおいて行う事務

(1) 情報公開に関する事務

警察情報センターにおいては、情報公開条例第2章の規定による行政文書の開示に関する事務及び同条例第4章の規定による情報公開の総合的推進に関する事務について、次の事項を処理するものとする。

ア 行政文書の開示等情報公開に関する案内及び相談に関すること。

イ 行政文書の開示等情報公開に関する事務についての連絡調整に関すること。

ウ 行政文書開示請求書の受付に関すること。

エ 行政文書の開示決定等に係る宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求書の受付に関すること。

オ 行政文書の検索資料の管理及びこれらの閲覧に関すること。

カ 行政資料（印刷物その他の公表資料をいう。）の閲覧、視聴等情報提供に関すること。

キ 情報公開条例第13条第2項の規定による文書、図画又は写真の写しの交付その他物品の供与に要する費用の徴収に関すること。

(2) 個人情報の保護に関する事務

個人情報の保護に関する法律第75条の規定による個人情報ファイル簿の管理に関する事務、同法第5章第4節の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務並びに同法第5章第5節の規定による行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務並びに死者情報の提供に関する事務について、次の事項を処理するものとする。

ア 個人情報ファイル簿の管理及び閲覧に関すること。

イ 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する案内及び相談に関すること。

ウ 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務についての連絡調整に関すること。

- エ 個人情報の開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関すること。
- オ 個人情報の開示決定、訂正決定、利用停止決定等に係る公安委員会に対する審査請求書の受付に関すること。
- カ 個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定による写しの交付その他の物品の供与に要する費用の徴収に関すること。
- キ 行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関すること。
- ク 行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集及び受付に関すること。
- ケ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の納付に関すること。
- コ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関すること。

5 利用者の遵守事項

総務課の職員は、警察情報センターを利用する者に対し必要と認める場合には指示を行うほか、庁舎管理規則（昭和40年宮城県規則第64号）の定めを遵守させなければならない。

6 利用時間

警察情報センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、総務課長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

7 休業日

警察情報センターの休業日は、宮城県の休日を守る条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日とする。ただし、総務課長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。